

沖勞発安 0629 第 2 号  
令和 4 年 6 月 29 日

各関係機関 殿

沖 縄 労 働 局 長  
( 公 印 省 略 )

雇用関係助成金等の活用について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

労働行政の運営につきましては、日頃から特段の御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 4 年 6 月 30 日までを期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、雇用維持に努める事業主の皆様を支援するため、現行の特例措置を令和 4 年 9 月 30 日まで延長することになりました。

この度の特例措置ですが、令和 4 年 3 月から 6 月と同じ助成率及び上限日額になります。令和 4 年 4 月以降の休業から申請内容をより適性に確認するための見直しを行っていますが、具体的には①業況特例における業況の確認を毎回行い、現在特に厳しい状況にある事業主のみを対象とすること、②最新の賃金総額から平均賃金を計算すること、③不正申請の抑止力を高めるため休業対象労働者を確認できる書類及び休業手当の支払いが確認できる書類の提出を要件とすること、の 3 点を実施しています。

また、引き続き、雇用調整助成金以外の支援策として「在籍型出向」の活用を推奨いたします。需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を活用し、産業雇用安定助成金を利用することで従業員の雇用の維持を図ることができます。上記の詳細につきましては別添リーフレットを御参照ください。

つきましては、貴団体の傘下事業主の方にこうした支援策を最大限に御活用いただき、労働者の雇用の維持等に努めていただくよう周知啓発の御協力をお願い申し上げます。

